

令和2年第9回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年11月26日(木)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 渡辺 敦子 委員 本間 正江 委員 名島 啓太 委員 齋藤 邦彦 委員 阿良田 由紀
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 中央図書館長 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長)

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報告内容	結果
1	—	教育長職務代理者の指名について	—
2	71号	「東十条小学校の児童数増への対応について	了承
3	72号	「北区渋沢栄一プロジェクト」北区区民大学オンライン講座の開設について	了承
4	73号	「区民とともに歩む図書館委員会」第六期委員の公募について	了承
5	74号	学童クラブ承認審査基準の調整指数の見直しについて	了承
6	75号	王子第一放課後子ども総合プランの実施について	了承
7	76号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第9回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年11月26日(木) 13:30

清正教育長	それでは出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和2年第9回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 日程第1、教育長職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	現在の教育長職務代理者でございます、渡辺委員が令和2年11月30日付けで任期満了となります。それに伴いまして、公認の教育長職務代理者をご指名いただく必要がございます。 教育長職務代理者でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたとき、教育長に代わってその職務を行うものを指します。この教育長職務代理者でございますけれども、教育長があらかじめ指名する委員が務める職であり、この任期につきましては、法律に定めがございませんが、教育長が教育長職務代理者として、別の教育委員を指名するまでとなっております。 なお、実際に教育長職務代理者が職務を代理する状況となった場合には、東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則によりまして、東京都北区教育委員会事務局専決規則第3条に規定する、教育長が決裁を行わなければならない実務的な事案につきましては、各部長に委任されることになっているというものでございます。 説明は以上でございます。 教育長から教育長職務代理者の指名をお願いいたします。
清正教育長	説明ありがとうございました。 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める、教育長職務代理者として、本間委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。 次に、日程第2、報告第71号「東十条小学校の児童数増への対応について」事務局から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、私から東十条小学校の児童数増への対応について、ご報告させていただきます。

資料をめぐりください。1の要旨です。教育・子育て部門の関係部課で構成します検討委員会におきまして、令和2年度に対応策の具体化を図る学校と位置づけました東十条小学校について、将来的に学校内で普通教室と学童クラブが確保できるよう、増築棟などの整備も視野に、対応を検討することといたしましたので、ご報告させていただくものです。

2の学級数の見込みでございます。令和元年度の東京都教育人口等推計では、令和2年度の14学級から令和6年度の20学級へと6学級増加する見込みとなっております。なお、現状におきまして、普通教室への転用が期待できる諸室につきましては、最大で3部屋程度と見込んでいるところでございます。

次に、3の対応案です。令和6年度頃の増築棟などの整備も視野に対応を検討いたします。また、令和3年度以降、対応策実施までの間は、特別活動教室の後の転用に加え、学校内の学童クラブを一時的に学校敷地外へ移転し、普通教室の確保を図ってまいるところでございます。

なお、現状におきましては、令和4年度当初に必要な教室数を確保するためには、令和3年度の秋頃には校内の学童クラブの一部を学校外へ移転せざるを得ない状況であると考えております。12月から始まります令和3年度の学童クラブ利用の一斉受付に当たりましては、この点も含め丁寧に周知し、理解を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

雑駁ですが、私からの報告は以上となります。よろしくお願いたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ご説明ありがとうございます。東十条小学校のこの現状に対して、このような対応を当面せざるを得ないかというふうに思います。今回は学校と学童クラブの関係についてですが、今、少人数学級の話が文科省で盛んに取り上げられておりまして、今後、実現の可能性が高まってきているかと思えます。今、北区としても、様々なことで財政的に厳しい中、また、これまでの校舎の改築等に対して、積極的に取り組んできたというような経緯もありますけれども、今現在分かる範囲で結構ですので、それへの対応策などは、もう検討が始まっておりましたらお聞かせください。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

少人数学級については、学校改築施設管理課長からご説明がありました、いわゆる人口推計等に基づく検討委員会の中でも話をしているところでございます。現在、少人数学級にどう対応していくかにつきましては、まず学校に対して転用可能教室の調査をかけております。私ども教育委員会で把握している転用可能教室の中には、他の用途で使っている教室もあり、すでに埋まっているという状況も認識をしてございます。もし仮に少人数学級を実現するときに、普通教室としてどれぐらい使えるのかを学校現場と教育委員会で共通認識に立っておく必要があるというところから、現在調査をかけさせていただいております。その調査結果を分析し、どのぐらいの教室がその学校で転用可能かをまず見計りたいという状況でございます。

また、これまで私どもは、国や東京都に対して、35人というスタンスで少人数学級の実現を求めてきたところでございますが、今、示されているのは、いわゆる三密回避、感染症対策から言えば30人だということで、文科省は示してございます。そのような中での検討がされていくと、30人学級にするには、北区内で現状より86教室ぐらい増やさなければならない状況になります。従いまして、転用可能の教室を積み重ねただけでは、実現できないだろうというのは目に見えてる状況でございます。その場合には、当然校庭等を活用して校舎棟の別棟を建てるとかということも一つの考えなくてはいけない状況にもなりかねません。そうすると、校庭が狭くなり運動できるスペースがなくなり他校と運動場を共有するといった様々な検討が必要になってきたりします。

さらには、現状においても、一方で学校によっては空いてる教室が多い学校もあります。いわゆる小規模校については、近隣の学校と区域の再編をすればそのあたりも対応できる可能性がございます。色々なことを検討しなければいけない中で、国から、まだ方向性が示されていないという状況から考えると、今はまさに、その転用可能教室の把握に努めているという段階でございます。その上で、国等から何らかの指針が示されたときに、速やかにかつ柔軟な対応ができるよう、様々な検討を行っていくという状況で、議会のほうでも答弁をさせていただいたところでございます。以上です。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございます。北区ですので、学校現場をととても大事に捉えてくださっていることは重々承知してるところですが、今現在もやむなく特別教室を教室に転用するなど、児童・生徒のせつかくの特別教室での活動ができないような状況が生まれているかと思っております。今後、転用教室を確認していく段階では、当然区の認識と学校現場での認識のずれは出てくると思いますが、ないものは仕方ないというところは理解できますが、学校現場の声にさらに耳を傾けていただいて、スムーズな運用ができますように、

どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

清正教育長

他にございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第3、報告第72号「「北区渋沢栄一プロジェクト」北区区民大学オンライン講座の開設について」事務局から説明をお願いします。

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・  
学校地域連  
携課長

それでは、「北区渋沢栄一プロジェクト」北区区民大学オンライン講座の開設について、ご報告申し上げます。

資料をご覧ください。

1の要旨です。官民連携で取り組みを進めております「北区渋沢栄一プロジェクト」の関連事業といたしまして、生涯学習の分野においては渋沢翁をテーマとした北区区民大学を定期的で開催いたしまして、渋沢翁の北区への関わりや功績等の周知に努めているところでございます。この度、対象者を拡大して、さらなる事業効果を図るために、新たにオンライン講座を併用して開設するものでございます。

2の内容でございます。現在、今月11月から12月にかけて、計5回にわたる連続講座を開催しておりまして、その録画を用いたオンライン講座を開設するものです。括弧書きにございますとおり、聴講形式ですと、関心の高い講座では多数の落選者が生じていること、また、開催の日時によっては、仕事と家庭などの理由により参加しにくい年代層がいること、さらには、コロナ禍において他者との接触を控える傾向があることから、新たにオンラインを生かして学習機会の拡充を図るというものでございます。

まず、(1)といたしましては、初回の総論の部分につきましては、シティプロモーションの観点から、北区と渋沢翁のつながりを広く区内外に周知するために、YouTubeを用いて、申し込みも不要とし、どなたでも視聴できるものといたします。

次に(2)といたしましては、初回を含みます連続講座の受講申し込みをいただいた方につきましては、Microsoft社のTeamsというアプリを使用いたしまして、講座を実施いたします。主な機能といたしましては、録画映像を用いますので、公開日以降、時間帯にとらわれずに学ぶことができるということ。また、学習効果を高めるための資料をダウンロードできること、また、チャット機能を用いまして、運用上、多少のタイムラグが生じますが、質疑応答や受講後の振り返り、フィードバックなど、

双方向のやりとりが一定程度可能なものとなっております。また、記載はございませんが、定員の上限がないことも大きな強みとなっております。

次に（３）です。こちら、オンライン講座の参加が難しい方向けといたしまして、別途上映会を開催させていただくものでございます。詳細につきましては、添付しましたチラシを後ほどご高覧いただきたいと思います。また、今後の生涯学習事業についてでございますけれども、今回の取り組みをスタートといたしまして、従来の聴講形式の良さを残しつつ、講座の内容、また性質によって、オンラインを活用した方がよいものにつきましては、今後、積極的に併用してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、３、今後の予定でございます。１２月１日号の北区ニュース、またホームページ、Facebook、Twitter等々での周知を行い、１２月２日になりますが、北区議会都市ブランド推進特別委員会にご報告させていただくとともに、北区のシティプロモーション推進担当課と連携いたしまして、渋沢栄一プロジェクトのホームページからのリンクですとか、関係団体、こちらの周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第４、報告第７３号「区民とともに歩む図書館委員会」第六期委員の公募について」事務局から説明をお願いします。

中央図書館長 教育長

清正教育長 中央図書館長

中央図書館長 日程第４、報告第７３号、「区民とともに歩む図書館委員会」第六期委員の公募について、ご報告させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、１の要旨をご覧ください。第６期の区民とともに歩む図書館委員会を設置するため、要綱に基づいて委員の公募を行います。ここで少々お時間をいただきまして、区民とともに歩む図書館委員会、以後、省略して委員会と呼ばさせていただきますが、北区立図書館と委員会について、若干ご説明させていただきます。

図書館法第１４条に公立図書館には図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針につき、図書館長に対して意見を述べる機関として、図書館協議会を設置することができると規定されています。本委員会は、今、ご説明した法に定める図書館協議会ではありませんが、それに準じた組織として位置付け、北区立図

書館のサービスの成果及び達成度を明らかにするとともに、区民と共同して発展する北区立図書館行政を推進させていくための図書館政策について、ご意見いただく。さらには、教育委員会にご提言いただくことができる組織として設置するものです。

平成17年に設置された第1期委員会から、おおむね2年ごとに新たな委員会を設置してまいりました。第5期委員会が29年3月に終了したのち、しばらく設置ができていませんでしたが、新型コロナウイルス対策も含めまして、準備が整いましたので、第6期委員会を設置するものです。

委員会資料にお戻りいただき2の募集内容です。北区在住の二十歳以上の方を募集し、これからの図書館を題材にした作文を提出いただき、書類審査により3名の方の目標に選考いたします。

3の今後の予定です。12月1日の火曜日から図書館館内掲示や図書館ホームページなどで募集を行います。年明けの1月に書類審査を経まして、公募委員を選考いたします。そのほかの委員につきましても、教育長の委嘱、または任命をもって委員を決定しまして、2月か3月に第1回委員会を開催する予定です。

4に、参考として、前回の第5期委員会の委員構成をお示しいたしました。私からの報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第5、報告第74号「学童クラブ承認審査基準の調整指数の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

子ども未来部長

教育長

清正教育長

子ども未来部長

子ども未来部長

私からは学童クラブの承認基準の調整指数の見直しについて、ご報告させていただきます。

まず要旨ですが、学童クラブの待機児童については、令和2年の4月で25名でございます。その前年は85名でしたので、定員拡大により待機が減ってはおりますけれども、昨年の4月時点でまだ25名発生しております。その内訳ですけれども、全て3年生となっております。この方たちの中には18時から19時までの延長育成を申請している方もおまして、その方たちにつきましては、わくわく☆ひろばの特例利用として、学童クラブと同じ時間帯まで対応をしているところでございます。

現行の調整指数では、1年生・2年生という加点が、2番の見直し内容の表の改正前

のところで、小学校1年生が10点、2年生が5点とありますとおり、1・2年生の加点が大きく、延長育成を申請している保護者の必要性、特に3年生の保護者が遅く帰るお子さんの必要性が十分に反映しきれていないという状況にございましたので、こうしたところを含めまして指数の見直しを行わせていただくというものです。

なお、指数の見直しにつきましては、軽微なものは例年行っておりますけれども、今回、比較的大きな見直しのために、この教育委員会でご報告をさせていただきます。

見直し内容につきまして、1年生は改正前が10点だったところを改正後は4点に、2年生は改正前が5点だったところを改正後2点にさせていただくとともに、保護者の帰宅時間が6時以降の児童には、学年にかかわらず3点の加点を行うということとさせていただきたいと考えております。1年生・2年生の優先ということは変わりませんが、3年生も少し有利な加点状況にするという改正でございます。

3番の経緯と今後の予定ですけれども、既に11月24日からの令和3年の利用案内では、ご案内をさせていただきます。30日に区議会にご報告をさせていただいたのち、年明け1月13日が学童クラブ利用の申請提出期限となりまして、2月に審査結果を通知させていただく予定でございます。

私からは以上です。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございます。今、保育園の待機児童と並行しまして、学童クラブの需要が年々高まっていると思います。今、毎年のように見直しをされているというふうなお話がありましたので、安心いたしました。今回、1年生が10点から4点という大きな改正がありましたので、今までのデータ、今年度も含めて検討されていることとは思いますが、もし学童クラブの利用の際、1年生が外れてしまうと、とても心配な面が多くなると思います。毎年のように見直しをしてくださると思っておりますが、1年生の加点が6点減ったことについてどのように算出されたのか教えてください。

子ども未来部長 教育長

清正教育長 子ども未来部長

子ども未来部長 まず、1年生の加点が10点から4点に6点減点した、あるいは2年生が5点から2点に3点減点したことにつきまして、これまで1年生が10点、2年生が5点という加点が大きくなっているため、学童クラブの待機者全てが3年生になっているという状況

を踏まえて、現場で精査をした結果と考えております。

例えば、現在の審査基準ですと、2年生で保護者の帰宅時間が15時という児童は学童クラブに通うことができ、3年生で保護者の帰宅時間が18時過ぎの児童が待機になっているという状況がございます。これが今回の改正によって、3年生で18時以降に保護者の方が帰ってくる児童も学童に通えることとなります。学童クラブの利用を必要とされている方に向けて精査をし、改正したものと考えております。

なお、待機になった児童についても、今年度からわくわく☆ひろばで特例として、学童と同じ時間帯受け入れておりますので、そうしたことを踏まえての改正とご理解をいただければと思います。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ありがとうございます。働き方も様々ですので、毎年このように見直しをしていただけるとありがたいのかなと思います。今後ともよろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第6、報告第75号「王子第一放課後子ども総合プランの実施について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来部長 教育長

清正教育長 子ども未来部長

子ども未来部長 続きまして、王子第一小学校の放課後子ども総合プランの実施につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和3年度王一小学校が改築校に移転をいたしました後に、王一小学校で放課後子ども総合プランを開始させていただきます。これによりまして、35校全小学校で放課後子どもプランを開始をすることとなります。なお、放課後子ども教室につきましては、現在、王一小では実施をしておりますけれども、移転後の3年の9月頃から委託で実施いたします。この委託での実施につきましては、先日行われました準備委員会、王一小学校の放課後子ども総合プランの準備委員会におきまして、委託でということが決定をされたものでございます。

2番の運営方法及び実施場所です。1段目の放課後子ども教室、こちらは現在はやっ

ておりませんが、新校舎に移転後、校舎内で実施をいたします。学童クラブにつきましては、第一さくら、第二さくらにつきましては、王子五丁目団地内で行っておりますけれども、この2つが校舎内に移転をいたします。また、豊島育成室で、これは直営で行っておりますけれども、豊島児童館内で行っており、こちらも校舎内に移転をいたします。

なお、米印の一つ目ですけれども、第一・第二さくら及び3年の9月から開始をいたします放課後子ども教室、これの委託事業者につきましては、プロポーザルを現在始めたところで、審査をいたしまして、決定をする予定となっております。

また、米印の二つ目ですけれども、豊島育成室につきましては、令和4年の3月までは直営で運営をいたします。これは、年度途中で指導員の変更を避けるためでございます。

3番、これまでの経過と今後の予定でございますけれども、先ほど申し上げました11月に委託と決定をいたしまして、既に審査会を開催をさせていただいております。12月に学童の保護者説明会を行ったあと、年明けになりまして、2月に委託業者が決定をいたしまして、協議、開設準備をいたしますとともに、準備委員会が実行委員会として発足いたします。その後、6月に位置を定めます条例改正を予定をしております、9月には放課後子どもプランとしての事業を開始する予定でございます。

参考といたしまして、現在の34校の中では直営が9校、委託校が25校となっております。私からは以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

以上で本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第7、報告第76号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共済に関する報告でございます。

1枚おめくりください。記書きの1でございます。名義使用を承認した旨の報告でございます。今回4件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目「ボーイスカウトとあそぼう 自然体験あそび チャレンジミニキャンプ」ボーイスカウト東京北五団団委員長でございます。

2件目「子どもと家族の未来を考えるマネー講座」子どもと家族の未来を考える会代表でございます。

3件目「あすか会作品展」東京都退職校長会北支部支部長でございます。

4件目「日本文学と日本文化の伝道師 ドナルド・キーン記念事業」お示しのものがございます。一般財団法人ドナルド・キーン記念財団代表でございます。

3ページに3件事業実績した旨の報告をお示しさせていただいております。報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了とさせていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第9回教育委員会臨時会を閉会いたします。